

第6回 海の環境づくり勉強会

《建設残土の取扱い～その考え方は？～》

2019年7月3日に第6回海の環境づくり勉強会を開催しました。

講師：糸賀浩之氏（川崎地質株式会社経営管理本部財務企画部法務部・海外担当課長、
一般社団法人土壌環境センター資格制度委員会副委員長）

日時：2019年7月3日(水)15:00～17:00

会場：一般財団法人 みなと総合研究財団
東京都港区虎ノ門3丁目1番10号
第2虎の門電気ビルディング3階会議室

7月3日に第6回海の環境づくり勉強会「建設残土の取扱い～その考え方は？～」が、一般財団法人みなと総合研究財団の3階会議室にて開催された。本勉強会は、一般財団法人海域環境研究機構ならびに一般財団法人みなと総合研究財団が共催し、専門家、研究者、行政関係者などおよそ21名が参加し盛況に開催された。今回は、川崎地質株式会社経営管理本部財務企画部法務部・海外担当課長であり、一般社団法人土壌環境センター資格制度委員会副委員長の糸賀浩之氏をお招きし講演いただいた。

冒頭、当機構の細川恭史理事長より、勉強会の趣旨、講師の紹介がなされた。特に、今回の勉強会の狙いが、海の専門家が知らない陸上の建設発生土についての体系的な知識を得ることであると説明され、参加者各位の業務に参考となることを祈念して、糸賀氏の講演に引きついだ。

糸賀氏は、自身の経歴を簡単に紹介した後、建設発生土の定義や特性、それを規定する法体系、法律を補完する多様な自治体の条例等及び受け入れ基準、土壌汚染とその分析方法、管理票による搬出汚染土壌の管理、土壌環境センターとその資格制度について解説し、最後に建設発生土の取り扱いについて特に留意する点を指摘した。講演の概要は以下の通りである。

建設発生土については、国土交通省が増加する発生土の活用を念頭にルール作りが進められ、廃棄物処理法の適用から除外されている状況や、環境省により制定された土壌汚染対策法の基準など、現場発生土の区分や土壌に関する有害物質など基本的な考え方が説明された。また、建設発生土を律する法体系として、土壌汚染対策法（平成14年制定）が施行されるまでの環境法のながれが紹介され、公害対策基本法（昭和42年）などの未然防止対策法令や廃棄物処分法（昭和43年）との関係、建設工事計画時の法令義務の確認事項等が解説された。さらに、こうした法制に加え、各自治体が独自の土壌汚染の受け入れ基準を制定しており、こうした多様な条例の解釈などの齟齬を防ぐうえでも行政との事前相談が不可欠である点が強調された。

続いて、法制・基準の背景となる土壌汚染の原因やリスクが概説され、大気・水域・地下水を通しての暴露と、汚染土壌からの直接暴露が考えられること、前者は地下水への溶出量、後者は含有量で検査することが基本となると説明された。そうした分析に資する試料の採取方法、対象となる特定有害物質が多様であること、自然由来の重金属汚染については、各地での汚染事例をきっかけとして個別の取扱法、実態把握などが進められている状況などが紹介された。具体的管理について、土壌汚染対策法に規定される搬出汚染土壌の管理票による追跡、処理終了の確認についても手順、注意点などが詳細に解説された。

こうした土壌・地下水問題に寄せせられる関心や社会的ニーズに応えるべく設置された一般社団法人土壌環境センターが紹介されるとともに、事業内容として、ガイドラインの発行、普及啓発、土壌環境関連3資格の認定、教育活動なども紹介された。

最後に今回の講演のまとめが示された。建設発生土の取り扱いにおいて、計画段階での法令・条例等の確認、自治体への事前相談、分析項目・受入基準等の事前確認の重要性が共著された。

糸賀氏からの講演を受けて、各種法令による基準値や試験法の違い、受入基準の違い等に関する質問がなされ、その背景となる考え方や想定される影響等が指摘された。また、発生土壌（汚染土壌）への管理責任や、有効利用についての質問に対しては、法的な解釈等が示された。さらに、平成31年次の土壌汚染対策法の改正についても追加の解説が加えられた。

2時間に及ぶ勉強会であったが、参加者は終始熱心に講演に聞き入るとともに、積極的な質疑応答を通して、建設発生土に関する知識と理解を深めていた。

最後に当機構細川理事長から、陸上の建設発生土についての体系的な説明により、俯瞰されたイメージが把握できたこと。海域での建設発生土の取り扱いに対して参考としていきたいという総括がなされ、講師に感謝し閉会した。

了



参加者と討論している糸賀浩之氏



熱心に講演を受講している参加者

主催：一般財団法人 海域環境研究機構
共催：一般財団法人 みなと総合研究財団